

平成13年5月18日

エルサルバドルに対する円借款の供与について
－エルサルバドル東部の地域開発・物流活発化に貢献－

1. わが国政府は、エルサルバドル共和国政府に対し、東部の地域開発並びに国際貿易量の増加への対応を支援するため、「ラ・ウニオン県港湾再活性化計画」について、総額112億3,300万円までの円借款を供与することとし、このための書簡の交換が5月17日（日本時間18日）、クトゥコ港において、わが方湯沢三郎在エルサルバドル大使と先方ブリスエラ外務大臣との間で行われた。
2. 対象案件および供与限度額
ラ・ウニオン県港湾再活性化計画 112億3,300万円
3. 対象案件の概要
 - (1) エルサルバドルでは、国内貨物の4割を海運が取り扱っているが、東部ラ・ウニオン県に位置するクトゥコ港は施設の老朽化により1996年より閉鎖されており、現在は西部のアカフトラ港が利用されている。しかし、同港は自然条件の制約から取扱貨物量に限界があり、特にコンテナ貨物については既にグアテマラ側の港に寄港地を変更する船会社が多くなっている。他方、内戦後の経済成長により同国の国際貿易量は増加してきており、国際貨物のコンテナ化が進んでいる現状に鑑み、それらに対応した港湾の整備が課題とされてきた。
 - (2) この計画は、クトゥコ港を国際貿易港として再建するものであり、具体的にはコンテナ・ターミナル、バルク・ターミナルの建設とともに、航路の整備、道路等の港湾関連施設を建設するもの。この計画は、同国の「国家開発計画」において、開発の遅れている同国東部の地域開発の牽引役とされている他、隣接するホンジュラス、ニカラグアを含めた周辺地域の物流の活発化に寄与するものと見込まれている。
4. 借款条件
 - (1) 金利：年2.2%
但し、コンサルタント費用として使用される部分については年0.75%
 - (2) 償還期間：25年（7年の据置期間を含む）
但し、コンサルタント費用として使用される部分については40年（10年の据置期間を含む）
 - (3) 調達条件：一般アタイト
但し、コンサルタント費用として使用される部分については二国間タイト
5. なお、今回の円借款供与により、わが国のエルサルバドルに対する円借款の総額は、465億200万円（うち債務繰延16億2,500万円）となる（交換公文ベース）。